with you
南日本銀行
鹿児島市山下町１番１号
http://nangin.jp/

平成 25 年 12 月５日

各 位

株式会社南日本銀行

国土交通省および一般社団法人環境不動産普及促進機構との パートナー協定締結について

南日本銀行（頭取 森 俊英）は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（所在地：東京都港区、理事長：野城智也、以下、Re-seed 機構）と、平成 25 年 12 月２日（月）に、下記の通り「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定書」（以下、本協定）を締結いたしましたのでお知らせします。
本協定の締結は、当行と国土交通省及び Re-seed 機構が相互に緊密な連携と協力を行うことにより、国土交通省が実施する「耐震・環境不動産形成促進事業」（※1）及び「改正不動産特定共同事業法に基づく事業」（※2）（以下、両事業）の活用を促進することを目的とするものです。

記

１．締 結 先　　国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（Re-seed 機構）
２．締 結 日　　平成 25 年 12 月２日（月）
３．連携概要
本協定において、以下の項目について連携を行います。
(1) 国土交通省及び Re-seed 機構と当行との相互で情報提供を行います。
(2) 当行は、両事業の活用が見込まれるお客さま（デベロッパー等）に対し、両事業のご案内を行います。
(3) 当行は、耐震・環境不動産形成促進事業の活用が見込まれるお客さまの案件を、Re-seed 機構へ紹介します。
(4) 当行は、両事業の案件について、融資を検討します。

（※１）耐震・環境不動産形成促進事業について
耐震・環境不動産形成促進事業とは、老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進する事業です。
【事業要件】対象地域：国勢調査の結果に基づく人口集中地区
事業規模：事業後の延床面積が 2,000 ㎡以上
対象事業：①耐震改修事業、又は②本事業の定める環境性能基準を満たす事が見込まれる事業
（※２）改正不動産特定共同事業法について
不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約等に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。改正前は、特別目的会社（SPC）であっても不動産特定共同事業を行う為に許可が必要であったものの、一定の要件（不動産の運用を第３号事業者に委託すること、投資家への販売・勧誘を第４号事業者に委託すること、投資家はプロ投資家に限定されることなど）を満たした特別目的会社については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにする事などの改正が行われました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
審査部 植之原･樋之口　　ＴＥＬ（０９９）－２２６－１７８８

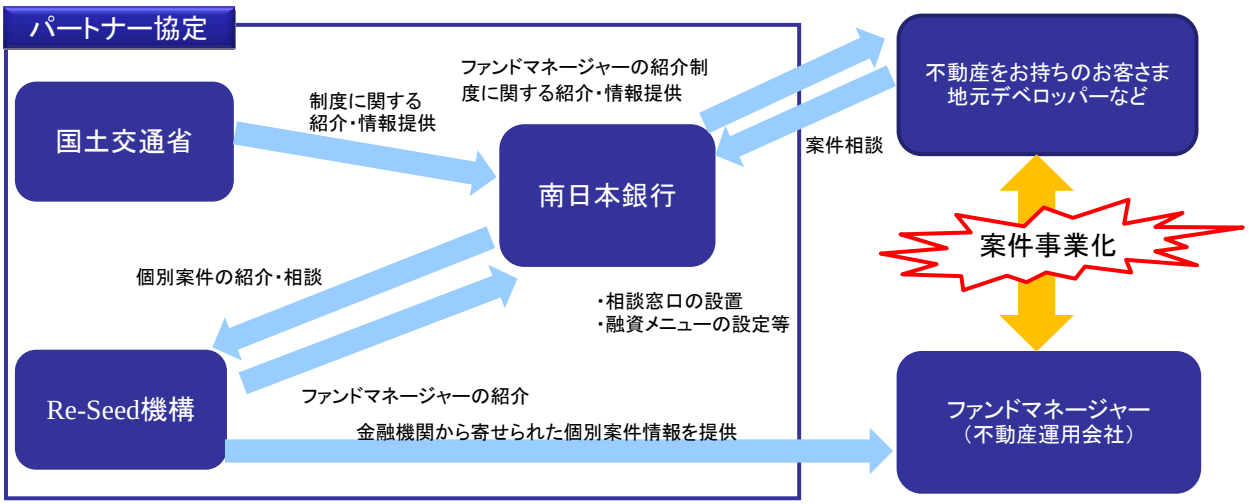
パートナー協定
国土交通省
制度に関する
紹介・情報提供
ファンドマネージャーの紹介制
度に関する紹介・情報提供
南日本銀行
個別案件の紹介・相談
・相談窓口の設置
・融資メニューの設定等
Re-Seed機構
ファンドマネージャーの紹介
金融機関から寄せられた個別案件情報を提供
案件相談
不動産をお持ちのお客さま
地元デベロッパーなど
案件事業化
ファンドマネージャー
（不動産運用会社）